

仕様書（茅ヶ崎市勤労市民会館における飲料用自動販売機設置に係る行政財産の貸付け）

1 貸付場所

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
茅ヶ崎市勤労市民会館	茅ヶ崎市新栄町13番32号	1階(別表参照)	1. 1㎡	1台

貸付場所は、飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）1台を設置するために使用すること。

2 貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

3 設置機器（自動販売機）の仕様

- (1) 別表で示す「本体サイズ」を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。
- (3) 複数の電子マネー及びキャッシュレスに対応したものであること。
- (4) ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。

4 設置条件

- (1) 本契約締結後、原則として令和8年10月1日（木）午後5時までに自動販売機の設置を完了させること。
- (2) 契約期間中の自動販売機の更新は、原則として閉館時間中に実施すること。
- (3) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用含む）並びに維持管理等にかかる一切の費用は賃借人の負担とする。
- (4) 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。また、賃借人の責任で回収・リサイクルすることとし、容器回収ボックスに入っているごみ及びその周囲に散乱しているごみ等も回収し、周囲の清掃を心がけること。
- (5) 電気料金は賃借人の負担とし、電力使用量計測用子メーターを設置し、それによる実費を賃貸人が発行する納入通知書により指定する期日までに納付すること。
- (6) 賃借人は年度ごとに、年間売り上げ数及び売上額を報告すること。また、報告内容については、次回の本契約に関する入札説明書に掲載することに同意すること。
- (7) 販売品目は、清涼飲料水等とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (8) 自動販売機の販売価格の上限額は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）から10円を減じて得た額までとすること。

- (9) 自動販売機の故障時の連絡先を明記し、故障及び苦情については賃借人の責任において対応すること。

5 維持管理

- (1) 賃貸人及び茅ヶ崎市勤労市民会館の管理運営を委託されている指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、自動販売機及び付帯設備等に係る維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理すること。
- (2) 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、賃借人が責任を持って行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- (3) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人及び指定管理者の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (5) 賃借人が機種の交換を行う場合は、予め賃貸人及び指定管理者に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けること。
- (6) 賃貸人及び指定管理者は、賃貸人及び指定管理者の責によることがあきらかな場合を除き、自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わない。また、賃借人は自動販売機が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は賃借人が負担すること。

6 貸付料の支払い

- (1) 貸付料は、入札により決定した金額に消費税相当額を加算した額とする。なお、貸付料の消費税相当分については、契約締結時点での税率によるものとする。
- (2) 賃借人は、契約書で定めた年度ごとの貸付料を、賃貸人が発行する納入通知書により、契約書で定める期限までに貸付料を納入すること。